

情報掲示板

時間
曜日
場所
対象
定員
費用
必要なもの
申込方法
問い合わせ先

申請・手続き

■長期優良住宅に係る固定資産税の減額制度について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅で、平成24年3月31日までに一定の要件(床面積要件など)を満たし新設された場合、新たに課税される年度は5年程度分(3階建以上の耐火建築物または準耐火建築物は7年程度分)の固定資産税について、床面積120m²までに相当する部分の税額が2分の1減額されます。減額を受けるには、新築された年の翌年の1月31日までに必要書類とともに申告が必要となりますので、区固定資産税課までご相談ください。区固定資産税課家屋担当(☎592-3165)

■児童扶養手当・特別児童扶養手当について

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父(または母)と生計を同じくしていない児童の母(または父)や、父(または母)に一定の障害のある児童の母(または父)、または母(または父)に代わってその児童を育てている人に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

手当は、請求された月の翌月分から支給されますが、所得が一定以上ある場合は支給停止となり、児童が児童福祉施設などに入所している場合は、支給されません。

なお、昭和60年8月1日から平成10年4月1日の間に支給要件に該当された方は請求できません(父子家庭の父を除く)。

児童の年齢が20歳未満の手当額(月額)については、障害の程度に応じて対象児童1人につき1級は50,550円、2級は33,670円です。区支援課支援第二担当(☎592-3243)

■国民健康保険(国保)加入の届出は14日前

職場の健康保険などに加入している方とその被扶養者、生活保護を受けている方及び後期高齢者医療の被保険者以外は、国保に加入していたかなければなりません。

次の事由に該当した時は、14日前に加入の届出をしてください。届出に必要な書類は事由によって異なりますのでお問い合わせください。

①他の市町村から転入した時
②退職などで職場の健康保険や国保組合をやめた時

③生活保護を受けなくなった時
④国保に加入されている方にお子さんが生まれた時

届出が遅れても、保険料は上記①～④の該当した月までさかのぼって(最長2年)納めていただけます。また、お届けまでの医療費は原則として全額自己負担になります。区保険年金課資格担当(☎592-3105)

■10月から保険料の特別徴収が開始される方へ

世帯の国保被保険者全員が65歳以上であるなど、一定の条件に当てはまる場合、10月から特別徴収(年金からの引き落とし)により納付していただくことになります。対象となる方には、7月に特別徴収の開始通知をお送りしています。口座振替により今後の保険料を確実に納付いただける方は、区保険年金課への申し出により納付方法を変更することができます。ご希望の方は、区保険年金課へ口座振替のお申し込みと併せて納付方法の変更をお申し出ください。3～4ヶ月後に特別徴収が停止される中学生～30歳の青少年。

手当は、請求された月の翌月分から支給されますが、所得が一定以上ある場合は支給停止となり、児童が児童福祉施設などに入所している場合は、支給されません。

なお、昭和60年8月1日から平成10年4月1日の間に支給要件に該当された方は請求できません(父子家庭の父を除く)。

児童の年齢が18歳に到達以後最初の3月31日までの児童(中程度以上の障害がある場合は20歳未満)の手当額(月額)については、前年の所得額(手当の受給者が児童の母の場合、児童の父から母または兄姉が受け取った前年の養育費の8割相当額を含む)に応じて支給額が決まります。

対象児童1人の時は、全部支給の場合41,550円、一部支給の場合9,810円～41,540円。児童2人の時は5,000円、3人目以降は1人増えるごとに3,000円が加算されます。区支援課支援第一担当(☎592-3247)

●特別児童扶養手当は、中程度以上の知的・精神・身体障害のある児童を家庭で養育している父母、または父母に代わってその児童を育てている人に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

手当は、請求された月の翌月分から支給されますが、所得が一定以上ある場合は支給停止となり、児童が児童福祉施設などに入所している場合は、支給されません。

手当は、請求された月の翌月分から支給されますが、所得が一定以上ある場合は支給停止となり、児童が児童福祉施設